

滋賀県メディカルコントロール協議会指導救命士認定要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、滋賀県メディカルコントロール協議会（以下、「県MC協議会」という。）が認定する指導救命士に関して必要な事項を定める。

（役割）

第 2 条 指導救命士とは、「メディカルコントロール体制の中で医師と連携して救急業務を指導する者」として、救急救命士をはじめ所属職員への教育・指導役や消防本部とメディカルコントロール協議会とのつなぎ役として、主として別表 1 に示す役割を担うものとする。

（認定要件）

第 3 条 指導救命士の認定要件は、別表 2 のとおりとする。

（認定手続き）

第 4 条 指導救命士の認定手続きは、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する認定要件を満たした救急救命士が所属する消防本部の消防長は、県MC協議会会長（以下、「会長」という。）に対し、指導救命士認定申請書（様式第 1 号）により推薦するものとする。
- (2) 会長は、認定要件を満たすものであることを認めた時は、認定者名簿に登録し、認定証（様式第 2 号）およびエンブレムを交付する。

（有効期間）

第 5 条 認定の有効期間は、認定を受けた日から 5 年間とする。

（認定更新要件）

第 6 条 指導救命士の認定更新要件は、別表 3 のとおりとする。

（認定更新手続き）

第 7 条 指導救命士の認定更新手続きは、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する認定更新要件を満たした指導救命士が所属する消防本部の消防長は、会長に対し、原則として有効期間終了日の 15 日前までに指導救命士認定更新申請書（様式第 4 号）を提出するものとする。
- (2) 会長は、認定更新要件を満たすものであることを認めた時は、認定者名簿に認定更新内容を登録し、認定証（様式第 2 号）を交付する。

（その他）

第 8 条 この要領に定める事項のほか、指導救命士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

＜指導救命士の役割例＞

消防本部等での役割例	対外的な役割例
①救急隊員生涯教育に関する企画・運営 ②救急救命士への研修、指導 ③救急隊員への研修、指導、評価 ④教育担当者への助言 ⑤事後検証（一次検証等）の実施、フィードバック ⑥救急ワークステーションでの研修、指導 ⑦通信指令員への救急に関する研修、指導 ⑧消防本部全体で共有すべき事柄の伝達・指導 ⑨その他所属消防本部の消防長が必要と認めるもの	①地域メディカルコントロール協議会への参画 ②県メディカルコントロール協議会および地域メディカルコントロール協議会との連絡・調整 ③事後検証委員会への参画、フィードバック等 ④病院実習での指導、院内研修の補助等 ⑤消防学校、救急救命士養成所、他の消防本部等での講師、指導等 ⑥国での各種検討会（救急関連）への参画等 ⑦全国規模の研修会等への参加等 ⑧全国救急隊員シンポジウムの企画等への参画 ⑨その他所属消防本部の消防長が必要と認めるもの

別表 2（第 3 条関係）

認定要件

(1) 救急救命士として、通算 5 年以上の実務経験を有する者 (2) 救急隊長として、通算 5 年以上の実務経験 ^{*1} を有する者 (3) 特定行為について、直近 5 年間で 10 件以上の施行経験 ^{*2} を有する者 (4) 医療機関において、直近 2 年間 ^{*3} で 48 時間以上の病院実習を受けている者 (5) 消防署内や消防学校等での現任教育や講習会等での教育指導など、教育指導について豊富な経験を有し、かつ、次のいずれかの要件 ^{*4} を満たす者 ①県メディカルコントロール協議会メディカルコントロール部会（以下、「県MC部会」という。）が認める学会（県レベル以上）または機関誌等 ^{*5} において、直近 2 年間で研究発表を行った経験 ^{*6} を有すること。 ②県MC部会が認める学会等のインストラクター資格（JPTEC、ICLSまたはMCLS等）を有すること (6) 指導救命士として必要な養成教育 ^{*7} を修了した者 (7) 所属する消防本部の消防長が推薦する者
--

- ※1：「通算5年以上の実務経験」には、救急隊長代理（副隊長、隊長代行など）や救急隊長に準じた活動を実施する隊員としての経験を含んでよいものとする。
- ※2：「直近5年間で10件以上の施行経験」には、病院実習での施行経験を含んでよいものとする。
- ※3：「直近2年間」は、認定申請日の属する月の前月から起算して2年間を原則とするが、病院実習計画を2カ年度に渡って策定している場合は、認定申請日の属する年度の前年度および前々年度の2年間とすることができる。
- ※4：平成29年度に限り、(5)後段の要件を満たしていなくても認定申請を行うことができるものとする。なお、(5)後段の要件については、認定日から2年以内に満たすものとする。
- ※5：「県メディカルコントロール協議会メディカルコントロール部会が認める学会（県レベル以上）または機関誌等」は以下のとおりとする。

<学会>

全国

- ・全国救急隊員シンポジウム【主催：(一財)救急振興財団】
- ・日本臨床救急医学会
- ・日本救急医学会

近畿

- ・近畿救急医学研究会（近畿救急医学研究会救急隊員部会）

県内

- ・滋賀救急医療研究会

<機関紙（論文）>

- ・日本臨床救急医学会
- ・プレホスピタルケア【東京法令出版】
- ・救急医療ジャーナル【プラネット】

- ※6：共同して研究発表を行った場合は、筆頭者であること。
- ※7：必要な養成教育とは、一般財団法人救急振興財団が実施する「指導救命士養成研修」または消防大学校が実施する「専科教育救急科」をいう。

別表3（第6条関係）

認定更新要件

認定期間内にAで30点以上、Bで5点以上、Cで10点以上取得すること。

A. 研修・指導、MCに関する活動実績		点数
①	救急救命士等への研修・指導	研修・指導1回（1日）につき1点（※1）
②	救急隊員生涯教育に関する企画・運営	左記業務の役職に就任 10点/年 （※2）
③	事後検証（一次検証等）の実施	
④	地域メディカルコントロール協議会、事後検証委員会への参画（※3）	
⑤	県メディカルコントロール協議会への参画	
⑥	消防学校、救急救命士養成所での教官	
B. 各種研修会等への活動実績		点数
①	国での各種検討会（救急関連）への参画	3点/回
②	各種研修会への参加	県外：2点/回 県内：1点/回
③	全国救急隊員シンポジウムの企画等への参画	3点/回
C. 自己研鑽に資する活動実績		点数
①	県MC部会が認める学会（県レベル以上）または機関誌等において研究発表実績を有する（共同演者を含む）	10点
②	県MC部会が認める学会等のインストラクター（JPTEC、ICLSまたはMCLS等）資格を維持（保有）している	

※1：研修・指導1回（1日）につき1点を付与し、2日以上に渡る研修・指導については日毎に1点を付与する。なお、1日に満たない研修・指導については1日とみなして1点を付与する。

※2：A②～⑥について、これらの業務を担当する役職に年間を通して就任した場合に10点を付与する。

※3：地域メディカルコントロール協議会および事後検証委員会のいずれにも参画した場合であっても10点の付与とする。